

# 青森県報

号外第三十七号

平成十七年  
三月三十一日  
(木曜日)

## 目 次

### 条 例

青森県県税条例の一部を改正する条例…………… (税 務 課) …… 一  
青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 ( 同 ) …… 二

## 条 例

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十一号

青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項及び第四十七条中「第四十八条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第九十条第二項中「人の居住の用に供されたことがある」を「新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の」に、「本項」を「この項」に改める。

附則第五条第一項中「平成十八年度」を「平成二十一年度」に改める。

附則第九条に次の一項を加える。

- 所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)附則第五十五条第三項に規定する受贈者に係る前項の規定の適用については、同項中「附則第十二条第一項」とあるのは「附則第十二条第五項の規定により読み替えて適用される同条第一項」と、「租税特別措置法第七十条の四第一項ただし書」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)附則第五十五条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法(以下この項において「旧租税特別措置法」という。)(第七十条の四第一項ただし書」と、「又は第十八項」とあるのは「若しくは第十八項又は所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)附則第五十五条第四項、第六項若しくは第十二項」と、「附則第十二条第二項」とあるのは「附則第十二条第五項の規定により読み替えて適用される同条第二項」と、「租税特別措置法第七十条の四第二十四項」とあるのは「旧租税特別措置法第七十条の四第二十四項」と、「租税特別措置法第七十条の四第四項」とあるのは「旧租税特別措置法第七十条の四第四項」と、「租税特別措置法第七十条の四第五項」とあるのは「旧租税特別措置法第七十条の四第五項」とする。

附則第十一条第二項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「本項」を「この項」に改め、同条第三項中「本項」を「この項」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第四項中「(次項及び第六項において「排出ガス保安基準」という。)(」を削り、「本項」を「この項」に改め、同条中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とする。

附則第十三条第一項及び第三項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第五項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「本項」を「この項」に改める。

### 附 則

- この条例は、平成十七年四月一日から施行する。
- 改正後の青森県県税条例の規定中不動産取得税に関する部分は、平成十七年四月一日(以下「施行日」という。)(以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 改正後の青森県県税条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自

自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十二号

青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

青森県県税の特別措置に関する条例（平成十一年七月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「二千五百万円」を「二千七百万円」に改める。

第九条第一項中「製造の事業」の下に「又は旅館業（下宿営業を除く。）」を加え、同条第二項第一号中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「第十二条第一項の表第一号又は第四十五条第一項の表第一号」を「第十二条第一項の表第一号若しくは第二号又は第四十五条第一項の表第一号若しくは第二号」に改める。

第十二条第二項第一号中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

附則第五項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

附 則

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県県税の特別措置に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第五条の規定は、平成十七年四月一日（以下「施行日」という。）以後に製造業等（製造の事業、ソフトウェア業又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）をいう。）以下同じ。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対する事業税、不動産取得税及び固定資産税について適用し、施行日前に製造業等の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対する事業税、不動産取得税及び固定資産税については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第九条の規定は、施行日以後に製造の事業又は旅館業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対する事業税、不動産取得税及び固定資産税について適用し、施行日前に製造の事業又は旅館業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対する事業税、不動産取得税及び固定資産税については、なお従前の例による。

（発行所・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------